第十条の二十三第二項第四号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況
第十条の二十八第一項第一号ハ	三月	六月
第十条の二十八第一項第三号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況

3　貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十一号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に、震災特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出できない理由を記載した書面を保存することができる。

4　第十条の二十六第一項の場合において、貸金業者が、第十条の十七第一項に規定する書面等の提出又は提供を行う震災特例対象者である個人顧客に係る法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人顧客合算額が百万円を超えると知ったときにおける第十条の二十六第一項の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、同項中「一月」とあるのは、「六月」とする。

（契約締結時の書面の交付に関する特例）

5　利息制限法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十一号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。次項において「消費税法一部改正法」という。）第二条の規定による消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。附則第十二項において「地方税法等一部改正法」という。）第一条の規定による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［項を削る。］

［項を削る。］

（契約締結時の書面の交付に関する特例）

2　利息制限法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十一号）の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費用の変更（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。次項において「消費税法一部改正法」という。）第二条の規定による消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次項において「地方税法等一部改正法」という。）第一条の規定による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。